

平成 20 年 7 月 31 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、A の死亡による未支給の、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「60 年改正法」という。）による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金を請求人に支給するとした処分を取り消した、平成〇年〇月〇日付の処分の取消しを求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日に死亡した、60 年改正法による改正前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）の規定による老齢年金（以下、単に「老齢年金」という。）の受給権者である A（以下「亡 A」という。）の弟であって、亡 A の死亡の当時、同人と生計を同じくしていたとして、平成〇年〇月〇日付で、社会保険庁長官から、亡 A に係る未支給の老齢年金を支給する旨の処分を受けた。
- 2 社会保険庁長官は、亡 A の内縁の妻であるとして、亡 A の死亡による未支給の老齢年金及び遺族厚生年金の支給を求めた、B（以下「B」という。）の請求を認め、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「あなたよりも未支給の保険給付をうけるべき先順位者が判明したため」として、前記 1 の処分を取り消す旨の処分（以下「原処分」とい

う。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。
- 4 当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、既に未支給の老齢年金の支給を受けているBを利害関係人に指定した。

### 第3 問題点

- 1 旧法の規定による老齢年金の受給権者が死亡した場合であって、未支給のそれがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、生計同一要件を満たす者は、自己の名で、その未支給の老齢年金の支給を請求することができる。そうして、未支給の老齢年金を受けるべき者の順位は、上記記載の順序とされている（旧法第37条第1項及び同条第4項）。
- 2 そうして、前記配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとされている（旧法第3条第2項）。
- 3 本件の場合、Bを生計同一要件を満たす配偶者と認めることができれば、同人は前記1の法規定からして、請求人に先んじて未支給の老齢年金の支給を受けることができることは明らかであるので、まず検討すべきは、Bを亡Aの配偶者と認めることができるかどうかである。そうして、それが否定的に解される場合、請求人が前記1の生計同一要件を満たす者であるかどうか、である。

### 第4 審査資料

「略」

### 第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」

2 前記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 婚姻制度は一つの社会制度であり、単なる男女の協力関係や同棲関係を意味するものでないことは、明らかである。旧法第3条第2項は、このような社会制度としての婚姻関係について規定した民法の婚姻法秩序を前提として、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を厚生年金保険制度の中で、婚姻の届出をした者と同様に取り扱おうとする趣旨に出たものである。単なる男女の協力関係や同棲関係にある者の一方が先に死亡した場合、あるいは、その財産管理その他の事務を委任した者が死亡した場合、死亡した者によって生活が相当程度支えられていた他方の老後生活を、厚生年金保険制度によって支えようとする趣旨に出たものではない。

(2) そうして、上記「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」、いわゆる内縁関係にある者が婚姻関係にある者に準じて一定の法的保護を受けるからには、両者の間に、夫婦間同様、同居義務、協力扶助義務等があるのは、理の当然である。そうであるから、別居の男女は、当該別居が一方の疾病その他真にやむを得ない場合でなければ内縁とは認められない。また、内縁関係も夫婦関係に準じた社会制度としてその存在が認められるものであるから、近隣関係、親戚関係その他の関係において、両者が夫又は妻同然に振るまい、周囲も両者を夫又は妻同然にみていることが必要となる。

(3) 以上の点からBと亡Aの関係を検討すると、前記1で事実認定したところから、両者の間に単なる友人としての関係を越えた、極めて親しい関係があったと認めることができるものの、それ以上、すなわち、前記(2)の夫婦間同様の関係があったとは認めがたい。

(4) なお、Bは、資料4-2の〇〇家庭裁判所〇〇支部の平成19年(家イ)第69号財産分与調停事件は、Bと亡Aが内縁関係にあること

を認め、それを前提にして調停が成立したのであるから、両者が内縁関係にあったことは疑いようのない事実である旨主張していると思われるが、当審査会としては、上記主張を認めることはできない。家裁実務では、内縁かどうかについて疑問の余地があるようなケースについても、当事者間の財産関係の清算に係わる紛争解決の手段として、広く財産分与制度を活用している例がみられる。この点は、前記1の(7)のC弁護士の陳述からも窺われるところである。そうして、内縁の死亡解消の場合に、離婚における財産分与の規定である民法第768条を準用することができるか否かについては、家裁実務では、当該準用を認め、調停ないし審判をしている例があるが、一方、それを否定している判例（最高裁判所第一小法廷平成12年3月10日決定・民集54巻3号1040頁参照）もある。この点は措くにしても、いずれにせよ、本件調停が両者の内縁関係を前提にしたことが保険者ないし当審査会を拘束するものとは言えないことは明らかである。

- (5) 次に、亡Aと請求人の間に、前者の死亡当時、生計同一関係があったかどうかについて検討する。前記1の(1)で事実認定したように、両者は当時別居をしていたことは明らかである。
- (6) 未支給の老齢年金等保険給付の支給請求は、保険給付の受給権者がその一部又は全部を受領する前に死亡した場合、それを精算する必要が生じるが、その精算方法として、社会保険制度の趣旨から、当該未支給保険給付を相続財産に含ませることは妥当でないとし、遺族のうち、死亡した者と生計を同じくし、当該保険給付のみ又は当該保険給付とその他の収入を合わせた収入により生計を営んでいた者若しくは保険給付の裁定請求がその死亡前になされなかったためそれを受け取ることができず、又は、給付額がその生計を賄うのに充分でないため死亡した者の生計を支えていた者に当該未支給保険給付の支払請求権

を付与することにより行うものとして採用されたものであると解される。

- (7) 未支給保険給付の支払請求権が前述(6)のような性格のものであるため、同居をし、世帯を同じくしている者は、原則生計同一要件を満たしているとして取り扱うことが適当である。一方、住民票上世帯を異にし、かつ、起居も共にしていない別居中の者については、当該遺族が配偶者又は死亡した者の未成年の子である場合には、当該別居が就学、病気等のやむをえない事由によるものであり、①生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、②定期的に音信、訪問が行われていること、の二つの事実が認められるときに生計同一要件を満たすとして、取り扱われており、当審査会もこの取扱いを妥当なものと認めているところである。しかしながら、それ以外の遺族については、同居又は監護義務（民法第752条及び第820条）があるわけではないので、そもそも、やむを得ない事情による別居という概念が成立しない。また、これらの者は、現代社会においては、それぞれが別個の経済的基盤（雇用収入、公的年金収入、営業用及び居住用資産、金融資産等）を有し、それを基にして生計を営むのが一般的である。

そうであるから、上記遺族については、住民票上世帯を異にし、かつ、起居を共にしていない別居中の者については、その生活費、療養費等生活の基本的部分に要する費用がいずれか一方によって賄われているという特段の事情が存する場合のみ、生計同一要件が満たされているとして取り扱うことが適当である。なお、言うまでもないことであるが、特段の事情が存することの立証責任は、その存在を主張する者にある。

- (8) 上記の観点から亡Aと請求人の間の生計同一関係の有無についてみると、請求人が亡Aの死亡直前の3月強の生活費、療養費等の基

本的部分を賄った可能性を完全には否定できないものの、それについても、前記1の(5)等で事実認定をしたところから疑いが残り、ましてやそれ以前の期間については、亡Aの生活費の基本的部分を賄ったとの明確な主張も立証もない。

(9) 以上のことから、亡Aと請求人の間には生計同一関係がなかったと認めるのが相当であり、請求人に対し、亡Aに係る未支給の老齢年金を支給する旨の処分を取り消した原処分は、その理由付けは誤りであるが、結果において妥当であり、それを取り消すことはできない。

(10) なお、前記1の(11)をみるまでもなく、保険者が行った、亡Aの死亡に係る未支給保険給付及び遺族厚生年金の裁定手続は、社会保険行政に専門的知識を有するとされている保険者が行ったとは信じ難い、極めて杜撰なものであり、請求人及びBのみでなく、広く厚生年金保険の被保険者・受給権者の信頼を裏切るものであると言わざるを得ないので、早急に信頼回復のための是正措置が講じられることが必要であることを敢えて指摘しておく。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。